

横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定調達契約に係る一般競争入札の公告等)</p> <p>第6条 特定調達契約に係る契約規則第8条 第1項の規定による公告は、当該公告に係る一般競争入札の入札期間の末日（以下「入札期間末日」という。）の前日から起算して40日前までに、横浜市報で行うものとする。この場合において、急を要するときは、その期間を10日前までに短縮することができる。</p> <p><u>2 市長は、前項前段の規定にかかわらず、一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合においては、同項前段に規定する期間を入札期間末日の前日から起算して24日前までに短縮することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する期間を、次に掲げる要件のうち、いずれか1に該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して35日前まで、いずれか2に該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して30日前まで、いずれにも該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して25日前までにそれぞれ短縮することができる。</u></p> <p>(1) <u>第1項前段</u>の公告を電子情報処理組織を使用して行うとき。</p> <p>(2) <u>第1項前段</u>の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して特例政令第8条の規定による交付を行うとき。 (第3号省略)</p> <p><u>4 市長は、第1項前段、第2項及び前項の規定にかかわらず、商業上の物品等又は特定役務の調達のため締結される特定調達契約に係る一般競争入札については、第1項前段に規定する期間を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に短縮することができる。</u></p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p><u>5 (本文省略)</u></p> <p><u>6 (本文省略)</u></p> <p><u>7 (本文省略)</u></p> <p><u>8 第1項から第6項までの規定は、前項の公告について準用する。</u></p>	<p>(特定調達契約に係る一般競争入札の公告等)</p> <p>第6条 特定調達契約に係る契約規則第8条 第1項の規定による公告は、当該公告に係る一般競争入札の入札期間の末日（<u>次項及び第3項において</u>「入札期間末日」という。）の前日から起算して40日前までに、横浜市報で行うものとする。この場合において、急を要するときは、その期間を10日前までに短縮することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 市長は、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する期間を、次に掲げる要件のうち、いずれか1に該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して35日前まで、いずれか2に該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して30日前まで、いずれにも該当する場合にあっては入札期間末日の前日から起算して25日前までにそれぞれ短縮することができる。</u></p> <p>(1) <u>前項前段</u>の公告を電子情報処理組織を使用して行うとき。</p> <p>(2) <u>前項前段</u>の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して特例政令第8条の規定による交付を行うとき。 (第3号省略)</p> <p><u>3 市長は、第1項前段及び前項の規定にかかわらず、商業上の物品等又は特定役務の調達のため締結される特定調達契約に係る一般競争入札については、第1項前段に規定する期間を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に短縮することができる。</u></p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p><u>4 (本文省略)</u></p> <p><u>5 (本文省略)</u></p> <p><u>6 (本文省略)</u></p> <p><u>7 第1項から第5項までの規定は、前項の公告について準用する。</u></p>

<p>(指名の通知)</p> <p>第7条 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知の時期については、前条第1項から<u>第4項まで</u>の規定を準用する。</p> <p>(競争入札の公告後における競争入札参加資格審査申請等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項(<u>同条第8項</u>において準用する場合を含む。)の規定による公告をした場合において、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が契約規則第6条(契約規則第22条の2において準用する場合を含む。)の規定による申請をしたときは、速やかに、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査を開始するものとする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定による審査の結果、指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者のうちから、<u>第6条第7項</u>の規定により公告した要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、特例政令第7条第2項に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(落札者等の公告)</p> <p>第13条 特例政令第12条の規定による公示は、次に掲げる事項を一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定した日又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に、横浜市報で公告することにより行う。</p> <p>(第1号から第6号まで省略)</p> <p>(7) 一般競争入札を行ったときは第6条第1項の規定による公告を、指名競争入札を行ったときは<u>同条第7項</u>の規定による公告をした日</p> <p>(第8号及び第9号省略)</p>	<p>(指名の通知)</p> <p>第7条 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知の時期については、前条第1項から<u>第3項まで</u>の規定を準用する。</p> <p>(競争入札の公告後における競争入札参加資格審査申請等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項(<u>同条第7項</u>において準用する場合を含む。)の規定による公告をした場合において、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が契約規則第6条(契約規則第22条の2において準用する場合を含む。)の規定による申請をしたときは、速やかに、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査を開始するものとする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定による審査の結果、指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者のうちから、<u>第6条第6項</u>の規定により公告した要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、特例政令第7条第2項に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(落札者等の公告)</p> <p>第13条 特例政令第12条の規定による公示は、次に掲げる事項を一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定した日又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に、横浜市報で公告することにより行う。</p> <p>(第1号から第6号まで省略)</p> <p>(7) 一般競争入札を行ったときは第6条第1項の規定による公告を、指名競争入札を行ったときは<u>同条第6項</u>の規定による公告をした日</p> <p>(第8号及び第9号省略)</p>
--	--

横浜市報調達公告版発行規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(登載事項)</p> <p>第2条 調達版は、次に掲げる事項を登載する。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>(2) 横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年12月横浜市規則第136号）第6条第1項及び<u>第7項</u>並びに第13条の規定による公告</p> <p>（第3号省略）</p>	<p>(登載事項)</p> <p>第2条 調達版は、次に掲げる事項を登載する。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>(2) 横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年12月横浜市規則第136号）第6条第1項及び<u>第6項</u>並びに第13条の規定による公告</p> <p>（第3号省略）</p>